

ハーグ返還手続きへの意見

2011.10.28 法制審議会
弁護士 長谷川京子

はじめに

「幸せな家庭は似ているが、不幸な家庭はそれぞれに不幸なものだ」
(トルストイ)

「無断・国外連れ去り」の子に与える心理的影響 → 一概にいけない。

親の間の同意不同意は、無関係。

だが、子と、それぞれの親との関係、元の国・移動後の国との関係・そこでの生活環境、年齢などによっては、移動が、よくも悪くもなりうる。

1 DV 事案への懸念

(→資料1 DV FACT)

(1) DV は広範に起こっている根深い問題。子連れ帰国事案に相当数含まれるはず。

・内閣府 DV 調査

「身体的暴力」(女性の4人に1人)「何らかの暴力」(女性の3人に1人)

「命の危険」(女性の23人に1人)

・在米日系女性の DV 被害率は、身体的暴力 52%、何らかの暴力 61%。
...移民女性の複合的な脆弱さ

(2) 法制度や社会資源があっても、助けが得られるとは限らないこと

・保護命令 2400 件 (H21 年) — 「命の危険」を感じた人数は保護命令 800 年分以上。

・配偶者に殺される女性—H22 には 125 件 (3 日に 1 人)

(3) 「家を出る」のは大変なこと。子ども連れならもっと大変。だから手を尽くす。それでも暴力は防げず、最後の手段として、自分と子の安全のため、子を連れて逃げてくる。／ 国境を超えるのはそれ以上のこと。

(→資料2 最終報告書 p26 「女性たちは暴力に対処するために、多くの公的機関に助けを求め」たが、「概して自分と子どもの安全の確保に…居住国の保護機関を活用でき」ず、「誰一人、居住国の司法制度から身の安全を確保され」ず、「やむを得ず」出国した。)

(4) DV は、被害者から別れた後が最も危険。

ハーグ条約に基づく返還後、加害親の暴力が深刻化する傾向。

(→資料2 p 29)

↓

安全と助けを求めて帰国した被害者を、条約に基づく「返還」手続きで、再び暴力被害の窯に投げ込んではいけません。

(5) DV と子の虐待の相関。

① DV と子ども虐待は併発する。

—米国調査で、DV 加害者の5～7割が子どもへも身体的暴力、娘への性的虐待も6.5倍。
(→資料3 p.l.m.w.)

—DV 加害時に、子どもを巻き込む；加害者には「偶然」でも子を危険にさらす・必要な保護とケアを奪う。
(→資料3 r.s, 資料4 c.)

② DV 目撃は、子どもが、保護と世話を頼る母を攻撃する暴力にさらされること。ひなが身を潜める巣を、壊す攻撃に等しく、子には身に迫る危険。

子の安全と基本的信頼感を損ない、世界を危険に塗り替える。

(→資料3 a.b. t.)

③ DV 目撃は、子には、直接虐待と同様の深刻なダメージを負わせ、長くその人生を苦しめる。
(→資料3 c. d. 資料4 b.)

↓

直接の虐待も DV 目撃の体験も、子の生存と健やかな成長には重大な危険。

④ しかし、トラウマ体験への子の抵抗力は、安定的で信頼できる大人（暴力を振るわず、子が頼れる親）の存在、更なる脅かしを排除できるかに多いにかかっている。
(→資料3 i.j. 資料4 g.h.)

DV 虐待事案の「加害親との同居・被害地への子の返還」については、
—さらに子が脅かされないために、加害親との同居や（無条件の）接触はしない、トリガーの多い環境に子を戻さないこと
—安定的で信頼できる大人との関係を維持するために、子から DV 被害親を剥奪しないこと
によって、子の身体的心理的安全をまもるべきである。

2 返還例外事由 子の身体的精神的な害と耐えがたい状況 ★

—中間まとめ「第2 No.2 ④」

【意見】

(1) 条約の解釈規定と言いながら、国内法が条約文言以上に返還例外を狭めるべきでない。

(2) 日本政府は、DV と子どもの虐待に関する懸念に最大限対処することを閣議了解で確認して、批准方針を表明したのだから、国内法策定では、最大限の対処を条約の枠内でもっと追求すべきである。

(私案)

甲' 「(1) 子が常居所を有していた国に子を返還することが子に対して身体的もしくは精神的な害を及ぼし、または子を堪え難い状況におくこととなる重大な危険がある場合

(2) ただし、以下の場合には、前項の子を堪え難い状況におくこととなる重大な危険があるものとみなす。

a 子が常居所を有していた国において、子が申立人から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子が心身に有害な影響を受ける重大なおそれがある場合* (1)

b 相手方が申立人から子が同居する家庭において、子の心身に有害な影響を及ぼすこととなる暴力* (2) 等を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子が心身に有害な影響を受ける重大なおそれがある場合* (1)

c 相手方が、子が常居所を有していた国に、入国・滞在できない、逮捕や刑事訴追をうけるおそれ、生計維持が困難である等事情があるため、同国において子を監護することができず、かつ相手方以外の者が同国において子を監護することが子の利益に反する場合* (3)」

or

乙' 「子が常居所を有していた国に子を返還することが子に対して身体的もしくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐えがたい状況に置くこととなる重大な危険があること。

その認定にあたっては、以下の事情等を考慮するものとする。

a 子の元の常居所地において、子が申立人から受けた身体に対する暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動* (1)

b 申立人による子の父母もしくは同居する家族に対する暴力及び言動で、子の心身に有害な影響を及ぼすこととなる言動* (2) * (1)

c 子が常居所を有していた国において、相手方が、入国・滞在できない、逮捕や刑事訴追を受けるおそれ、生計維持が困難である等の事情があるため、返還により子が相手方以外の者により監護されることによる不利益* (3)」

【説明】

- * (1) 虐待やDVがあった事実に追加して、返還後の更なる暴力のおそれを要件とするべきでない。
一子への「心理的身体的な害」は、更なる加害だけによるのではない。被害が子の身体記憶に侵入し、安心を奪うなら、心理的には加害を受け続けるのと同じ被害が続く。虐待者やもとの国での生活や文化は、記憶

の侵入を引き起こすトリガーになりがちである。

- * (2) 子への非身体的虐待を「心身に有害な影響を及ぼす言動」と表現するならば、DV 目撃による子の心理的虐待だけを「子に著しい心理的外傷を与えることとなる暴力等」などと、ことさら狭めるべきではない。—子への虐待と DV 目撃は、子へのダメージにおいて等価であるから。
なお、虐待被害も虐待目撃もトラウマになりうる体験であるが、ASD とか PTSD などのトラウマ疾患を発症しなければ、虐待にあたらぬ訳でないことは、法の運用にむけ確認されたい。
- * (3) 子は乳幼児のときから「安定的な依存の対象」に根を下ろして生存し発達する。その対象をはく奪したり、悪化させることは子の重大なリスク。相手方が子の「安定的な依存の対象」である場合に、子の返還は、相手方の安全安定が確保され、付き添い帰国が可能な場合に限るべきである。

3 証明（責任）の問題

DV 虐待の証拠は残りにくい。返還のリスクを正しく評価するために—。

【意見】

(1) 事実の調査

— 第 1 No.20

返還例外については、関係者の供述・専門家証言などを、「迅速」要請から制限しないこと

(2) 中央当局の協力

— 第 1 No.22②

1) 調査嘱託・回答に関する外国との協力関係の確立

もとの国に残った証拠（その国での子や家族の社会背景に関わる情報）が、相互主義のもと、日本の裁判所からの調査嘱託に応じ、提出されるよう、各国との間で協力関係を確立する努力を尽くすこと。

2) 資料の翻訳

中央当局経由で申立国から得られた証拠資料の翻訳は、中央当局の責任で行われるべきである。中央当局は外務省のもとにあり、申立国の制度・社会資源、言語・文化に最も精通し、その情報を日本の裁判所に提供しうるから。

(3) 在外領事館での相談事実公証機能 ★

国は、在外公館が、外国に居住する邦人を保護する機能を強化し、在外公館は、現地での被害者支援に実績のある機関・団体と提携し、邦人からの DV 虐待の相談に応じて、上記機関・団体にリファーして、邦人が適切な支援が受けられるようにするとともに、

邦人からの被害相談の事実と内容、機関・団体からの支援報告を受けてその

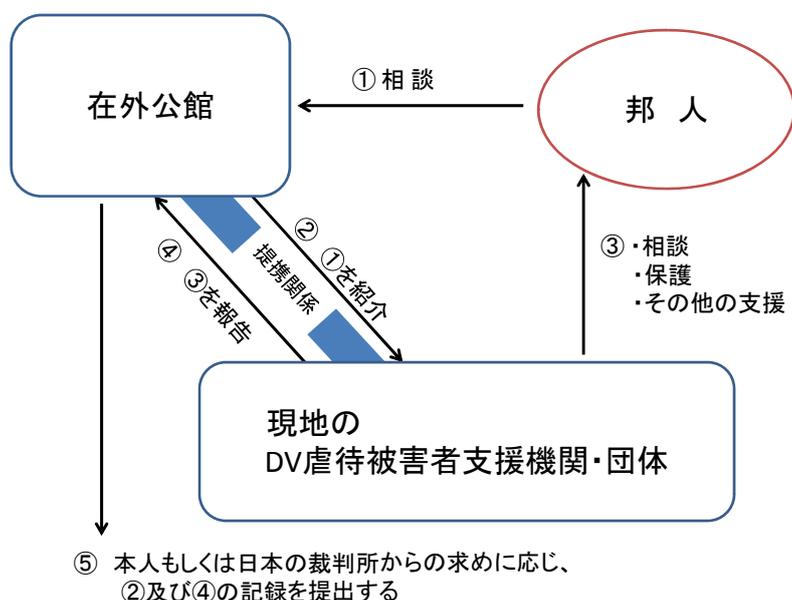
記録を保存し、

後日、当該邦人もしくは日本の裁判所からの要請に応じて、その相談等に関する記録の提供に応じ、

それにより、邦人のDV虐待被害ないし相談事実の証明を支援すること、

返還審理を担当する裁判所は、相手方の主張があるときは、当該在外公館ないし外務省にその相談記録等の送付を求め、事実認定の資料とする仕組みを整備されたい。

—cf. DV防止法 12条1項5号・同14条2項



4 子への配慮・子の手続き関与

裁判の結果、外国へ返還される子こそが、返還審理裁判の実質的な名宛人で、直接の影響を受ける人であるから—

【意見】

(1) 冒頭—子の福祉に沿って、条約と法律を解釈運用するとの原則規定をおく。

「本法に基づく子の返還に関する手続きは、子の最善の利益を主として考慮し、子の福祉の実現に資するよう行うものとする。」

(2) 子の意思の把握 (No.23) ...条約 13条2項—子の異議は返還例外事由。

1) 以下の場合、子の意思聴取を必要とするべきである。

ア) 子からの申し出があるとき

イ) 子が意思表示に適すると思われる程度の年齢に達している場合

2) 聴取にあたって

ア) 子が安心して信頼して意向を表明できるための関係・環境・手順を確保。

イ) 聴取の人材—子の発達心理、司法面接のスキルに、DV虐待の力学に十分な理解を備えた者。

(3) 手続関与の機会保障

子の処分に関わる裁判で、子の手続き関与はできる限り保障されるべきである。

- ① 子の利害関係人としての参加、確保されるべき (No. 9)
- ② 裁判の取り消し申立権者 (No. 3 1)
- ③ 即時抗告等の抗告権者 (No. 3 3)

5 ハーグ条約事案の調査体制 ★

【意見】

日本国が関わるハーグ条約上の「連れ去り」事案について、国が、その実態を調査・公表し、法の見直し等に役立てる体制を、条約実施の国内法に取り入れられたい。

*【実態】：連れ去りの原因、子と双方親との関係、子と双方国との関係、返還後の子の監護の状況、監護裁判の結果等

6 監護権侵害に関する注意規定 ★

【意見】

共同親権のもとでの子の連れ出しは、国外への連れ出しに限り、監護権侵害に該当しうることを（違法性阻却はあり得るとして）を、国内実施法に明記されたい。

添付資料

- 1 DV FACT
- 2 ハーグ条約と DV 最終報告書（抄訳）
- 3 「DVにさらされる子どもたち」 by L.Bancroft より
- 4 A Judicial Guide to Child Safety in Custody Cases
「監護権裁判における子の安全にむけた裁判官手引き」より

以上